

2015年1月22日

## 博士学位論文審査報告書

大学名 早稲田大学  
研究科名 人間科学研究科  
申請者氏名 橋本 彩  
学位の種類 博士（人間科学）  
論文題目 ラオス競漕祭における「伝統」と「スポーツ」の関係：ヴィエンチャンの事例から  
**A relationship between tradition and sports in boat racing festival in Laos: The case study in Vientiane**  
論文審査員 主査 早稲田大学教授 蔵持不三也 博士（人間科学）（早稲田大学）  
（文化人類学）  
副査 早稲田大学教授 谷川章雄 博士（人間科学）（早稲田大学）  
（考古学・日本文化論）  
副査 早稲田大学教授 寒川恒夫 学術博士（筑波大学）（文化人類学）

本研究は、ラオス人民民主共和国の首都ヴィエンチャンで行われる水の神にかかわる民俗宗教的な競漕祭をとりあげ、その歴史と変遷を、フランス語とラオ語を駆使しながら文献史学と文化人類学を総合して再構成し、その基礎の上に、競漕祭に生じた（2000年前後）伝統論争を分析し、伝統の語りをラオスの近代化に伴う文化問題として論じることを目的としている。

論文全体は9つの章から成る。まず「はじめに」において著者の問題意識が開陳されたのち、第1章「先行研究」で本論文の目的と方法が述べられ、ヴィエンチャン競漕祭を巡るこれまでの諸研究が検討される。この競漕祭に関する研究のうち、もっとも重要とされるのが、フランスの文化人類学者シャルル・アルシャンボー（Ch. Archaimbault）が1972年に出版した *La course de pirogues au Laos : Un complexe culturel* (Artibus Assiae, Ascona) である。1950年代と60年代に行ったフィールドワーク情報と、『ヴィエンチャン年代記』や『12の儀礼』などラオ語写本を駆使したこの書の中で、彼はラオスの3つの王国（北部ルアンパバーン、中部ヴィエンチャン、南部チャンパサク）に伝わる王室儀礼競漕を比較考察し、それらが水神ナーガの季節的移動を促し、稲作のための水量を調整する儀礼であったことを明らかにした。

著者もまたアルシャンボーの成果から出発するが、他方で、本論文がめざす伝統論争の分析のために問題点を指摘する。アルシャンボーが描き出した競漕祭はどこまでヴィエンチャン王国時代のものであったのか、慎重にその本源性を問うのだ。本源性の問題は本文

の中で解決されてゆくが、この点は、伝統論争問題への考察ともども、本論文に高いオリジナリティをもたらしめている。また、著者が目的遂行のために用いたデータは、アルシャンボーが利用した古文献に加え、フランス植民地時代からのフランス語やラオ語で書かれた現地新聞、それに2004年から09年まで断続的に実施された著者自身による現地フィールドワーク情報であり、これらデータが本論文を実証的かつイーミックな研究にしている。

第2章「調査地ヴィエンチャンの概略」では、競漕祭を実施するヴィエンチャンの特異な歴史が述べられる。ヴィエンチャンは、14世紀にメコン川上流のルアンパバーンに都したラーンサーン王国が16世紀に遷都したもので、17世紀には前記3王国鼎立状態が生じ、やがてヴィエンチャン王国が出現する。この王国は18世紀の末に隣国シャムの属国となり、さらに19世紀の20年代には、シャムによる徹底的な破壊行動を受けて廃墟と化し、その状態は1893年のフランス植民地開始時点まで続く。3王都の中で唯一廃墟と化したヴィエンチャンの復興は、当地を首都と定めたフランス人によるが、本論文にとって重要なのは、1940年代にフランス政府がタイの軍事進攻に対抗するためにラオス人のアイデンティティ教育に着手し、ラオス伝統文化の復興運動を展開したことである。古くから知識層に伝わる年中行事の書『12の儀礼』が民間に広く喧伝されたのはその例であるが、そこには旧暦第11月の慣習として競漕祭が記されていた。ここに競漕祭は伝統（パペニー）のお墨付きを得て、のちに発生するヴィエンチャン競漕祭の伝統論争へと至る。

第3章「フランス植民地時代」では、政府のプロパガンダとして機能する新聞が競漕祭を伝統と愛国心を結び付ける。そこでは政府が展開する伝統文化復興運動の具体相が記述される。一方、西洋由来のスポーツ（キッラー）も振興するが、それは、国民は国難に備え常日頃スポーツによってからだを鍛え、またスポーツによって国民統合をめざすべきとする政策と関わるものだった。この時期、伝統行事にスポーツが随伴する現象が頻繁に見られ、伝統とスポーツが同一空間に並存する形が確認される。しかし、ヴィエンチャン競漕祭はパペニーと新聞報道されるものの、スポーツを伴わず、また競漕もキッラーとは呼ばれない。

第4章「ラオス王国独立後の競漕祭」では、アルシャンボーが描く競漕祭の本源性が、彼の調査前後の諸史料との比較によって検討される。結果、彼が観察したヴィエンチャン競漕祭儀礼には、フランス人入植後の創造にかかる部分が多く見られ、また北のルアンパバーン王国の影響が濃厚に認められるとする。これは鋭い指摘である。

第5章「内戦下の競漕祭」では、王国政府と社会主義パテトラオの間で内戦が繰り広げられた時代の競漕祭が記述される。政情不安にあっても競漕祭は王室の介在もあって盛行し、さらにアメリカが防共対策として1950年代から実施した膨大な資金援助がかつてないほどの外国人をヴィエンチャンに呼び込み、競漕祭に初めて外の目が注がれた結果、祭が変容したという。祭りにつきものであった豊穰予祝の性的歌謡を、前近代性や非道徳性の証しとして禁止する通達がしばしば発せられたのもこの時期である。政府は競漕祭を国内

イベントでなく、世界にラオスを発信する文化戦略と位置付け、国際標準化を推し進めた。こうして競漕祭の伝統は、以前とは異なり、世界を意識して再構成されたものを意味するようになる。他方、在ヴィエンチャン外国人が競漕に参加する状況もこの時期の特徴である。また、50人が乗る伝来の長舟以外に、1968年に8人が乗る手軽な短舟（フア・カープ。後にスポーツ舟「フア・キッター」と呼ばれる）が登場したことも手伝って人気を博し、人々に土着文化と無縁のスポーツ意識を醸成し、「スポーツ競漕（キッター・スワン・フア）」「伝統スポーツ（キッター・パペニー）」の新語を造語させ、1971年の新聞が「競漕祭。スポーツ競漕は年中行事における伝統スポーツである」の見出しで報道するに至る。ここに伝統論争の膳立てが整う。

第6章「ラオス人民民主共和国の成立からラオス観光年まで」では、今日に続く社会主義国家体制下の競漕祭の変容が記述される。特筆されるべきは伝統文化に対する政策変更で、宗教関連の祭典や儀式は社会主義発展の妨げとして禁止される。もちろん、社会主義への接合はおこなわれ、競漕祭も、水神ナーガや諸精霊の儀礼は禁じるものの、競漕自体は社会主義的生産活動と国民団結に有用な行事として実施が認められる。旧体制下では競漕をスポーツとみる文化が広がりつつあったが、共和国政府はさらに一步を進め、競漕をラオス国民のスポーツ競技の一つであると宣言する。競漕祭は社会主義的新解釈の下になおも盛行を続け、1976年以後はバレーボール、セパタクロ、ボクシングなどの競技会を随伴させ、さらに競漕祭の競漕（短舟種目）が国家スポーツ競技会の種目に算入され、東南アジア競技会に参加するなど国際化も始まる。競漕祭はこうしてスポーツを強調する形で進行するが、1990年代に政府が外国人観光客誘致に乗り出し、ラオス固有文化志向へと舵を切ると、これに呼応して、98年には短舟（スポーツ舟）種目が廃止され、祭りの名称も「伝統競漕祭」となる。

第7章「21世紀のワット・チャン競漕祭：伝統論争とそのゆくえ」では、論争は多彩に展開したものの、その中心は競漕祭の元来の核であるナーガ儀礼の回復といった伝統宗教次元のものでなく、競技の公正性担保をめぐるものであったこと、つまり船首と船尾に水牛の角をおもわせるニューム（巨大な装飾）をつけたラオス舟と、舳と艫を尖らせ、反り上がったより快速のタイ舟を競わせる是非をめぐるものであったことが明かされる。タイ舟常勝の現実を契機に、敗北をラオス文化の劣性と読み替え、タイ文化からいかにラオス文化を守るかの文脈で伝統論争が展開し、タイ舟の全面排除でなく、フア・スード（外国の舟）部門と伝統舟（フア・パペニー）部門を設定する現実的解決策が選択された経緯が、的確かつ説得力をもって語られる。

「おわりに」では、それまでの論述が問題設定に沿って簡潔にまとめられている。

なお、本論文（一部）と関わる著者による学術論文は以下である。

Hashimoto, S. : “Artistic weight lifting Kantou: tradition and acculturation”, *International Journal of Sport and Health Science*, vol. 4, pp. 187-197, 2006.

Hashimoto, S. : “Spirit cults and Buddhism in Luang Prabang, Laos: Analysis of rituals in the boat race festivals” , International Journal of Sport and Health Science, vol. 6, pp. 219-229, 2008

以上のことに鑑みて、本審査委員会は、本論文が博士（人間科学）の学位を授与するに十分値するものと認める。

以上